

和歌山大学 柑芦会 会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本会は柑芦会(KOUROKAI)と称する。

(目 的)

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、かつ、母校と会員との関係を緊密にし、その隆昌と発展を助け、併せて社会文化の進歩向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 母校に協力し、研究の助成、奨励に努めること。
2. 会員の啓発のため、講演会、懇談会等を開催し、相互交流を活発にすること。
3. 会報を発行し、会員名簿を常備すること。
4. 会員の慶弔に対し、相互扶助に努めること。

第 2 章 会 員

(構 成)

第4条 本会は次に掲げる会員をもって組織し、別に会友を置く。

1. 正会員
2. 特別会員
3. 名誉会員

(正 会 員)

第5条 正会員は次に掲げる者とする。

1. 和歌山高等商業学校の卒業生
2. 和歌山経済専門学校卒業生
3. 和歌山工業専門学校卒業生
4. 和歌山大学経済学部の卒業生
5. 和歌山大学大学院経済学研究科の修了生
6. 和歌山大学経済短期大学部の卒業生
7. 前各号の学校の中途退学者で、理事会に推薦され、その承認を得た者

(特 別 会 員)

第6条 特別会員は次に掲げる者とする。

1. 前条第1号から第6号に規定する各学校の旧職員で、理事会に推薦され、その承認を得た者
2. 和歌山大学経済学部の現職員

(名 誉 会 員)

第7条 名誉会員は正会員、特別会員以外の者で、本会と特別の関係ある者のうち、理事会に推薦され、その承認を得た者とする。

(会 友)

第8条 会友は和歌山大学経済学部及び和歌山大学大学院経済学研究科の在學生とする。

第 3 章 組 織

(本 部)

第9条 本部を和歌山市栄谷 930 番地 和歌山大学経済学部内に置く。

(本部役員)

第 10 条 本会に次に掲げる役員を置く。

- 会 長 1 名 別に定める細則に於いて理事の中から選出する。
副会長 5 名 副会長には大阪、和歌山、東京、神戸、東海の各支部長が就任する。
理 事 56 名以上 69 名以内(会長、副会長、各支部長を含む)
別に定める細則により、支部別の定数に従い各支部が選出する。
常任監事 1 名 監事の互選で常任監事を定める。
監 事 2 名 または 3 名(常任監事を含む)
理事の選出方法に準じて選出する。
顧 問 会長経験者と和歌山大学長、和歌山大学経済学部長とする。

(任 期)

第 11 条 役員任期は 2 年とし、重任を妨げない。
会長の任期は選任 2 年後の定時理事会の終結の時までとし、欠員補充による場合の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。

(会 長)

第 12 条 会長は本会を代表し、会務を統括する他、理事会を招集し、その議長となる。

(副会長)

第 13 条 副会長は会長を補佐し、会務を掌理する。

(理事会)

第 14 条 理事をもって理事会を組織する。
理事会は、第 19 条に定める本会の重要事項を審議し、議決する。

(会長副会長会)

第 15 条 会長、副会長をもって組織し、必要の都度、会長が招集する。
但し、第 19 条の審議事項については決定できない。

(本部事務局)

第 16 条 本会の事務を処理するため、本部事務局を大阪府中央区谷町 4 丁目 4 番 17 号
ロイヤルタワー大阪谷町 207 号に置く。
本部に事務局長及び委員会を置く。
事務局長は、日常業務を管掌する。
委員会は、会報の編集や広報、支部支援、大学・学生支援などを担当するが、業務の一部を特定の支部に委託することができる。

(支 部)

第 17 条 1. 本会に次の支部を置く。支部は、他学部同窓会の合意を得て和歌山大学同窓会の
(地域)支部の機能を果たすことができる。
和歌山、大阪、東京、東海、神戸、京滋、北海道、東北、北陸、福井、静岡、三重、姫路
岡山、広島、山陰、山口、徳島、高知、香川、愛媛、九州、沖縄、北米、韓国、台湾。
支部に関する規約は、支部で定める。
2. 支部長は、柑芦会理事の役職を兼務する。但し、海外支部は除く。
中に支部長が交代した場合、新支部長は遅滞なく、本部事務局に連絡しなければならない。
理事が交代した場合も同様とする。

第 4 章 理 事 会

(理事会)

第 18 条 理事会は、毎年1回これを開催するものとする。但し、必要に応じ臨時に開くことができる。理事会においては、理事現在数の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

但し、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

(審議事項)

第 19 条 理事会において審議する事項は次のとおりとする。

1. 会則の改正
2. 会長の選任
3. 予算及び決算の承認
4. 資金の運用及び借入
5. 不動産の売買
6. その他、会の運営に大きな影響を与える事項

(招 集)

第 20 条 理事会の招集は、少なくとも 15 日前に、会議の目的、期日、場所、議案等を付し、適当な方法をもって本部役員に通知する。

(臨時理事会招集請求権)

第 21 条 理事は、15 名以上の連名をもって、会長に対し臨時理事会の招集を請求することができる。

(理事会の決議)

第 22 条 議事は、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。ただし、会則の改正は、出席理事の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 5 章 会 計

(経 理)

第 23 条 本会の経費は、入会金、寄付金及びその他の収入を以って支弁する。

(入会金)

第 24 条 正会員は、会友となったとき(入学時)に入会金として金 23,000 円を納付するものとする。

(会計年度)

第 25 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第 6 章 補 則

(名 簿)

第 26 条 本会の各支部は、支部会員の名簿を整理して、備え置くものとする。

(会員の異動)

第 27 条 会員は、住所その他に異動が生じたときは、その都度所属支部に連絡し、各支部は本部事務局に連絡するものとする。

(細 則)

第 28 条 この会則についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

柑芦会 細則

(支部役員定数)

会則第 10 条に掲げる理事及び監事の支部別定数は、次のとおりとする。

支部名	理事定数	監事定数	支部名	理事定数	監事定数
和歌山	10～12	1	岡山	1	
大阪	15～19	1～2	広島	1	
東京	6～8		山陰	1	
東海	3～5		山口	1	
神戸	3～5		徳島	1	
京滋	2～3		高知	1	
北海道	1		香川	1	
東北	1		愛媛	1	
北陸	1		九州	0	
福井	1		沖縄	0	
静岡	1		北米	0	
三重	1		韓国	0	
姫路	1				

合計 56～69

(会長選任)

会則第 10 条 会長選任に関して必要な事項を定める。

(選任時期)

1. 会長は次の各号により不在となった場合、理事会で選出する。

- (1) 会長の任期満了
- (2) 会長辞任の場合
- (3) 会長が死亡その他の事由により欠けた場合

(会長候補者の選出)

2. 任期満了に伴う会長改選については、下記の手順に基づき選任を行うものとする。
なお、前項 (2) (3) の場合は、下記各項の期限は無効とし、その手続きに準じて遅滞なく選任する。

- (1) 事務局は、定時理事会開催月の 3 ヶ月前に各支部に候補者の推薦依頼を行う。
推薦はその時点の理事を対象者とし、本部事務局は全理事の一覧表を添付する。
- (2) 支部は、定時理事会開催の 2 ヶ月前迄に、候補者の推薦を行う。
- (3) 支部から候補者の推薦がない場合、会長、副会長会に於いて適任者を人選し、理事会に推薦する。
- (4) 推薦された者が同意した場合は立候補者となる。
- (5) 立候補者が複数の場合、理事会開催の案内時まで立候補者と推薦支部を公表し選挙を行うものとする。
なおこの場合、立候補者は所信表明書を本部事務局に提出し、事務局は遅滞なく理事に送達するものとする。
- (6) 選挙管理は監事が行う。

(選任の方法)

3. 会長の選任は、理事会において出席理事の過半数の決議によって行うものとする。

(附 則)

制 定	大正 15 年	3 月	11 日
以降、	隨時改定		
最終改定	平成 27 年	5 月	30 日

以 上